

□■受験対策ミニ講座 6号 2019□■

10月も終わろうというのに台風や大雨が続き、更なる被害が心配されます。そんな中、各地でボランティアの活躍が報道されていることは心強いことです。みなさんの中には自らボランティアとして活動している方も、またボランティアを受け入れる側の方もおられることと思います。今回は、災害福祉、地域福祉に欠かせない、ボランティア活動に関する過去問を取り上げましょう。

【27回 40 地域福祉の理論と方法】

ボランティア活動に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉法では、市町村社会福祉協議会はボランティアコーディネーターを配置する義務があるとされている。
- 2 「ボランティア活動の中長期な振興方策について(意見具申)」では、ボランティア活動の基盤整備のための公費使用は、ボランティア活動の自主性を妨げるとされている。
- 3 中間支援組織としてのボランティアセンターの運営主体は、社会福祉協議会、NPO といった民間非営利組織に限定されている。
- 4 社会福祉法第4条にいう「社会福祉に関する活動を行う者」には、ボランティア等が想定されている。
- 5 ボランティアコーディネーターはボランティア活動者の自主性を妨げないようにするため、プログラムの企画や開発を行ってはならない。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【本当の“必要”とは】

日本のボランティア団体が途上国に放置自転車を送ったけれど、舗装されていない道ではパンクしてしまい、使い物にならなかったそうです。先進国から送られた粉ミルクを飲んだ乳児が下痢をしたという話もあります。説明書が読めない、哺乳瓶を消毒することが理解されない、そもそも清潔な水と十分な燃料がないという、地域の事情が背景にありました。

こうしたことに対して、自転車を送るならパンクしたタイヤを修繕する技術も一緒に伝え、粉ミルクを送る前に衛生思想を伝える必要があるという考え方があります。しかしその前に、人々が本当に求めているもの、“真のニーズ”について、考え直す必要があるように思います。

道路が整備されない限り、パンクは繰り返されます。他人の子に乳を与える習慣のある地域に粉ミルクを提供したことは、子育ての文化を破壊するだけでなく、子どもの命を危険に晒すことになってしまいました。良心的と思っている活動も、不用品や生産過剰品そして何かの価値観を押し付けているに過ぎないのかもしれない。

ボランティア活動を含めてソーシャルワークという活動は、人間に対する尊敬の念を持ち、人々の暮らしや文化を深く理解し、尊重しながら行うべき活動であることを、深く心に刻みたいと思います。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【27回 40：解説と正解】

現在、日本の災害支援ではNPO法人が活躍していますが、NPO法は阪神淡路大震災でボランティアが活躍したことをきっかけとして1998年に成立したものです。個人で被災地支援を行う場合も、ボランティア登録をして組織的に活動することが当たり前になりましたが、明治の昔、石井亮一（滝乃川学園創設者・当協会初代会長）がたった一人で被災地に入って救済活動を行ったことを思うと、時代は大きく変わったことが実感されます。

- 1× 社会福祉法にボランティアコーディネーターに関する規定はありません。
- 2× ボランティア活動に対する公費助成は望ましいとされています。
- 3× ボランティアセンターの運営主体は、民間非営利組織に限定されていません。
- 4○ ボランティアやNPO、住民団体が想定されています。
- 5× ボランティアコーディネーターは、プログラム立案に積極的に関与します。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus